

議案第 2 1 号

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年小松島市条例第 3 9 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。